

## 第21回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

### 会議録概要（委員発言要旨）

平成20年8月28日（木）

#### 会議の成立

委員総数14名 出席委員数11名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、井上、浦西、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、田巻、中山、水口
- ・欠席委員 ～ 小野寺、橋本、三原

#### 配布資料について

##### 【事務局配布資料】

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1は、前回の条文項目についての議論経過をまとめたもの。第 章、第 条となっているが、個別項目の議論の際に分かり易くするために番号を振ったという程度で押さえてもらいたい。この章立て等も今後の議論で変わると思われる。
- ・資料2は、第20回の会議録概要。
- ・前回会議で、栗山町議会基本条例の資料についての話が出たが、これは次回会議の開催案内時に送付する。

#### 前回（第20回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前回は、個別項目の検討をするための事前作業として、条例素案に盛り込むべき項目の整理を今日の資料でいう第6章の途中まで行った。
- ・今日、配布している資料1に整理したものが載っている。
- ・基本的に削除する項目はないということだったが、この後の個別の検討次第で変わっていくことは考えられる。
- ・具体的に見ていくと、大区分「4．市民」に位置付けていた「市民自治推進組織・評価」を「7．市政運営の仕組み・制度」の大区分に移したこと、「市民活動支援・組織」を「市民活動」と変えた。
- ・大区分「行政（執行機関）」には、委員提案事項にあった「公益通報」を加えた。

- ・大区分「議会」では、役割責務の他に「情報公開、市民参加、市長等との関係」といった項目を追加することとしたほか、「使命」という言葉も挙げられた。
- ・「市政運営の仕組み・制度」の大区分には、「市民自治推進組織・評価」を移動させる以外には特に変更はなかった。
- ・以上が、前回会議の確認。ここまでよろしいか。
- ・この他、気付いた点があれば、個別項目の検討の際に意見を出してもらいたい。

## 条例の全体構成について

〔中山座長〕

- ・前回、(今回の)資料1の第6章までを終わらせた形だが、再度確認してから、積み残しの「その他」の項目を検討した後、各項目のキーワード抽出の作業に入っていきたい。

この後の表記する「章・条」は、第21回会議資料1によるもの

「第6章 市政運営の仕組み・制度」について

〔中山座長〕

- ・前回、第6章の第30条から第45条までの項目を挙げたが、これで良いだろうか。
- ・修正、追加等があれば意見をもらいたい。

〔高橋委員〕

- ・類似する項目を入れ替えるなど、項目の並びには触れなくて良いのか。

〔中山座長〕

- ・各論の協議に入った時に行いたい。ここでは、追加、削除等の話に留めたい。

〔高橋委員〕

- ・「第37条 住民投票」は各論に入る時、どのような感じにするのか。
- ・今の時代にこの項目がないのも変だとは思いますが、書いてしまうと何かしらやらなければならない条例だと思う。

〔中山座長〕

- ・その辺も含めて各論で協議していくものだと思う。
- ・キーワードを挙げていく中で、削除した方が良いということになるかもしれないし、書き方を換えて残すことも考えられる。

〔笠原委員〕

- ・削除するというより、右ページの委員提案事項を含めて、同類項を集めていくやり方になるのではないか。
- ・例えば、第38条、43条、44条などは第6章より第4章に移した方が良いとか、あるいは項目としてまとめられることも出てくることは考えられる。
- ・前回確認したように、一応この形で置いて、あと数回の検討で整理して解説部分まで踏み込んだ論議をしないと整合性も図れない。

〔中山座長〕

- ・今時点では削除は考えず、各論の段階で出てくるかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・前回の会議で、行政の部分について人事評価のことを言ったが、それは項目として載らないのか。
- ・他の自治体では、職員の人事に透明性を持たせるために試験をしているところもある。
- ・今までの人事の動き（昇進等）の根拠は市民側に見えない。噂では、市議の口出しで人事が動いているということも聞く位の不透明さがある。
- ・選挙で選ばれた人たちが、本来できない職員の人事に口を出しているのであれば問題である。不透明さを払拭するための仕組みが必要である。
- ・適正評価をする必要があるが、第4章を見ても、そういったことには触れていない。

〔中山座長〕

- ・趣旨は理解したが、入れるとするとどのような項目（タイトル）になるのか。

〔杉本委員〕

- ・「人事評価システム」といったことで良いのではないか。
- ・人事評価システムはあるが、誰が評価しているのかなど不透明な点がある。
- ・市と市民で見ると、市民は選挙の主体ではあるが、市側の職員は制度の主体であり、その制度がしっかりと決まっていなければならない。
- ・そのための条例をつくるのだから、人の動きは分かりやすくしなければいけない。

〔笠原委員〕

- ・大分県の例もあるが、人事の採用、昇進の場面は各部でやっていると思うが、杉本委員の話のような目で見られると職員も侵害だろうから、客観的な評価が必要になってくるだろう。
- ・北見市の場合、昇進試験があるのか分からないが、試験制度があったとしても客観性を裏付けるためには外部的なものを含めたシステム導入を考えていかなければならない。
- ・そのことが信頼に結びつく、ここに書いても良いのではないか。公益通報にもつながる。

〔逢坂副座長〕

- ・市の方でもそういった仕組みは持っていると思う。それが市民に公開されていないのかもしれない。
- ・行政組織には職員政策という言葉があるが、能力開発を含めた組織の目標などは市長のリーダーシップになってくると思うので、そのことも含めて「第16条 職員の役割責務」の中で議論してはどうか。

〔杉本委員〕

- ・市長等とは独立したものと考えなければならない。
- ・どのようなシステムがきちんとした評価が可能なのかは分からないが、何か目安となるようなものがあっても良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・第16条、あるいは「第21条 行政評価」の項目で検討することはできないだろうか。
- ・行政評価だと、意味合いが違ってくるのか。

〔杉本委員〕

- ・行政評価は事業の評価であり、事業と個人は分けて考えなければならない。

〔笠原委員〕

- ・市長が替わっても行政のラインが変わることはなく、組織の人として市民のためにという姿勢を保つためには、透明性がある評価制度を導入した方が市民のためにもなる。
- ・市長を信頼するかどうかのことではなく、システム上のことで、人によって政策の柱がぶれるのは問題。

〔杉本委員〕

- ・それとは反対のことだが、突出したリーダーシップを持った市長が事業を行う方針を出したとき、事業を理解して推進してくれる職員を選ぶことはある。そういった理由が明確であれば良いが、それも分からないような状況ではまずい。
- ・その点のことモルールとして決める必要があると思う。
- ・人の評価は他の制度よりもやらなければならないことだと思う。

〔中山座長〕

- ・貴重な意見だと思う。この件を小区分でどう扱うかは各論の中で検討していきたい。

〔水口委員〕

- ・市長が居るので言い難いが、議会は人事権を干渉できないが、そういった噂が出ている。
- ・そのことに踏み込むのは難しいと思うが、どうチェックするかを考える必要がある。

〔神田市長〕

- ・皆さんと同じことを考えている。
- ・人事については、目標設定（個人、部署）、士気高揚のための研修、人事評価（上下）の3つを考えている。
- ・しかし、これは職員が納得しなければ実現できず、さらに客観性を保つことが必要だが、例えば、係長の評価は課長と次長がダブルで行い、その積み重ねで客観性が出てくる。
- ・首長は執行権の範囲内で人事権を持っているので、そこは認めるとしても、人には好き嫌いの感情があるので、客観性があるものをつくろうとしている。
- ・相当以前からこのことを言っているが、組織として職員全体の納得を得る必要がある。大手民間企業では先進的に行われているが、上で決めたこととして簡単にやることはできない。客観的であることを担保する必要がある。
- ・北見市の現状の昇進制度は、担当部長の推薦を原則に決定していく。
- ・噂はあるが、懸念されている議員の関与は100%ないと思う。

〔杉本委員〕

- ・例えば、ツールとして評価制度を導入するとして、能力主義で考えると、自己の目標設定と自己評価、それに対する客観的評価の積み重ねだと思う。
- ・行政評価に出てくるPDCAのツールは、人事評価にも当てはまり、そうした形になれば納得できるシステムになり得る。

〔中山座長〕

- ・人事評価を昇任等に利用するのは、危険性を持っていると思う。システムを上手くつくらなければ、良い評価を得るための点数の取り方が決まってくると思うが。

〔杉本委員〕

- ・公務員の場合、評価が簡単な部署と難しい部署があるという理由で、評価システムが浸透していない。
- ・仕事をする側からすると、どのような部署であっても自分の目標を作ることは可能で、そこを基準として他人の評価と自分の評価が違わないということが大事で、P D C Aであれば皆が理解できるものとなるのではないか。

〔中山座長〕

- ・客観的に評価され、「何をすべきか」が本人に分かるというのは重要だと思う。

〔笠原委員〕

- ・評価主義の弊害が出てくる可能性があるが、その時に客観性を担保できるかということは座長が言ったことだと思う。
- ・副座長の話にあったことと同じようなことが三鷹市の条例の第20条にある。公平な形で職員を任用し、効果的な人材育成とあり、次に適切な人事評価とある。
- ・これが問題で、評価制度は一般的に上司が行うものだろうが、この部分をどうしたら改善できて市民にも職員にも透明性が保障されるか。処遇が保障されなければ意欲も沸かないだろう。

〔杉本委員〕

- ・この部分は、今後いろいろ考えることができるので、そういう方向でやろうということが確認できれば良い。

〔事務局～企画課長〕

- ・今の杉本委員の話は前回会議でも出された。配布している議事録の15Pに記載しているとおり、この件は項目としては載せないが各論で協議するという結論が出されているので、その際に具体的に決めてもらうことになる。削除したのではない。
- ・三鷹市の条例の話が出たが、苫小牧市の条例にも職員の任用、育成について謳われているので、この辺を参考に議論を進めてもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・議員の関与という話があったが、この条例の議会の項目の中で議員の役割をきちんと定め、逆に言うと「これ以外はしてはいけない」というような制限を設けた方が良い。

〔杉本委員〕

- ・議員の場合、自発的に問題の調査などをしなければならぬので完全に縛るわけにはいかないが、ラインを踏み越えてはいけない。

〔中山座長〕

- ・その辺りのことは、第5章の議会の各論で話し合うこととする。
- ・今まで出された市職員の評価システムの話、人事権の干渉ということも含めて公平公正な評価ということについても第6章の各論で詳しく話していくこととしたい。
- ・詳細は各論で話すこととして、第6章の項目については、とりあえずこれで良いか。

〔委員〕

- ・了解

「大区分 8 その他」について

〔中山座長〕

- ・前回、話しができなかった「その他」について、3つの小区分がある。これについてはそのまま残るような気がするがどうか。

〔杉本委員〕

- ・「(47) 委任」というのは、誰が誰に委任することなのか。
- ・それから「(46) 条例の見直し時期」だが、時期の他に「条件」も必要ではないか。
- ・例えば、議会で「この条例ではダメなので変えよう」となると作った意味がなくなる。そこに市民同意が幾らかなければ変えられないなどのルールが必要になるのではないか。

〔中山座長〕

- ・細かい内容はともかくとして、タイトルに「時期と条件」と明示する必要があるのではという意見だがどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・前回、札幌市の条例を例に議論をしていたと思う。札幌市の条例の第8章は、第三者が評価しながら見直しをかけていくということが仕組みとして載っている。
- ・そのこととは違うのか。

〔笠原委員〕

- ・第35条の市民自治推進組織の評価と46条の見直しがつながれば問題はないと思う。
- ・その場合、委任という項目を入れる必要はあるのだろうか。
- ・この条例の施行についてのみ市長に委任すると押さえて書くか、それとも不要か。

〔中山座長〕

- ・第8回資料のアンケート結果を見ても、委任について白紙の委員が多い。委任の意味を掴めていなかったのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・資料で配布している14市の条例でも「委任」の項目に触れているのは2市しかない。
- ・例えば、情報公開の項目では「関連する条例は別に定める」として情報公開条例ができるが、それ以外にこの条例の規則等を定める必要が出てきた場合、市長が別に定めるということで、こうしたものを「委任」という形で謳っている。

〔中山座長〕

- ・これも今は残しておいて、各論の段階で詳しく検討していくこととする。
- ・見直しについては、時期の他に「条件」を加えて考えていく。
- ・「(45) 学校との連携」は三鷹市にしかないが、これも「学校と地域との連携協力」というもので、学校のみのものではない。これはどうだろうか。

〔笠原委員〕

- ・他にも見当たらないので、個人的にはどのように置けば良いのか分からない。
- ・今までのこの会議でも旧1市3町の歴史性なども話されている。別の会議ではふるさと納税の話も出て、ふるさと納税で他所の住民が北見市に納税してくれると考えた場合、郷土愛といったものをどのように育てていくのか。
- ・この条例やふるさと納税で意識してもらおうことが大切ではないか。

- ・それをどこかの時期にどこかの組織で委員提案項目のA～のようなことも含めて考える必要がある。総合計画の基本構想案にもかなりのボリュームで書かれており、それを上手く利用しないと、この条例や市民憲章の内容が生きてこない。
- ・そういった面で、子どもも権利以外に次代を担う者としての責務があるだろうから、それを活かすには必要なことかもしれない。
- ・他市の条例にはない項目だが、この会議の流れからみると置いてもいいのかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・「学校との連携」という項目は何を目的としているのか分からない。
- ・地域づくりのためなのか、教育のためなのか、目的と効果をはっきり打ち出して項目を謳うべき。
- ・違うと思っていることがある。「第9条 市民の権利」と「第11条 こどもの権利」があるが、どちらも人権についての目的を達成するためのもので、方法論的に細分化させて載せない方が構造的に良いのではないかと思う。ダブっている。

〔逢坂副座長〕

- ・学校との連携とは、単純に学校のことでなく、学校区を単位とした地域社会という展開の中で何かできないかということではないかと思う。
- ・今回、北見自治区では相内地区に組織が立ち上がったが、小学校区をひとつの基礎自治区として地域の課題を解決して活性化することはできないかというイメージではないか。

〔杉本委員〕

- ・北見自治区は10万人、その他の自治区は5千～8千人、どこの協議会も15人でやっていて比率が悪いので、住民意見を均等にやるためにタウンネットワーク懇話会では小学校区の考え方が出たのだと思う。
- ・学校は道具である。
- ・本来、住民数の数値目標を掲げてグループ分けするべきで、それが学校区に該当するなら学校を使っても良いし、漁協を使っても良い。
- ・住民自治を繁栄させることを目的としてやるなら、数的効果を謳って学校はオプションとして使えば良い。

〔中山座長〕

- ・この項目は、学校を道具として利用するのではなく、学校で学ぶ子どもたちを中心として教育を支援する連携だと解釈していた。

〔杉本委員〕

- ・この項目だけでは目的が見えてこない。

〔事務局～企画課長〕

- ・条例項目検討シート欄に出した項目は、14市の先進条例で掲げられている項目を拾い出しているもの。
- ・学校について謳っているのは三鷹市のみで、三鷹市の場合は「学校と地域との連携協力」とサブタイトルが付いている。
- ・あくまでも、三鷹市にはこういう項目があったという表記なので、北見としては必要なのかということ議論してもらえば良い。

〔笠原委員〕

- ・三鷹市の場合はコミュニティスクール構想があり、学校の経営や運営自体に地域住民が関わっていくという、地域の核づくりのような面がある、学校教育に対しても。
- ・それと、今まで学校は別個の存在という意識が強かったが、それを地域の中でどういった位置付けにするのか、その機能とそこに居る子どもたちや歴史性などいろいろな要素があると思う。

〔杉本委員〕

- ・今、モンスターペアレントなど学校を取り巻く状況はいろいろあるが、学校は純粋に学問をする所であっても良いのではないか。
- ・モンスターコミュニティのようになってしまうと、学校に余計な機能を持たせ負担を掛けるのは、別な運営方法が必要になってくる。

〔笠原委員〕

- ・北見北斗高校に医学特進コースが創設されるなど、医療制度や地域を支える人間を育てることをやり始めている。それは郷土意識（愛）と同じで、今までの制度ではどれだけのことがあったのか検証はされていない。
- ・少なくとも北見市に関しては、何か考える余地はないのかということ投げかけても良いのではないか。それぞれの立場や意見はあると思うが。

〔中山座長〕

- ・各論の話になっているが、これはコミュニティとも関わってくると思うので、コミュニティの話に戻った際に、学校の役割としてそれを持たせるのかということも含めて協議していきたい。

全体を通して

〔中山座長〕

- ・これまで、委員提案事項を含めて構成を全体検討してきた。
- ・例えば、職員評価システムを加えるべきというような話も出たが、全体を通して見て、他に付け加える項目はないだろうか。

〔笠原委員〕

- ・委員提案事項 A ~ は、どのような取り扱いになるのか。

〔中山座長〕

- ・初めの説明が悪かったのかもしれないが、委員提案事項も同時に見ながら進めてきたつもり。実際に「J 公益通報」は第 24 条として第 4 章の中に追加している。

〔笠原委員〕

- ・今の段階で、A ~ の項目を各章に移したり、不要な項目は削除したりした方が後々の作業が楽になるのではないか。

〔中山座長〕

- ・前回、自然に関する項目は前文で盛り込んでいくといった話も出ていた。
- ・それと同じように、類似項目をまとめながら委員提案事項を簡単に整理していくことにするか。



〔高橋委員〕

- ・安全安心の項目は前文に出でただけで、各章には出てこない。
- ・委員提案事項はそれらの項目が殆どで、分類すると自然環境や産業、福祉に分かれるだけだと思う。それらは総合計画には盛り込まれている。
- ・これらを無理に各章に盛り込むのは無理があると思う。

〔笠原委員〕

- ・これらは項目として残すのではなく、要素として何れかに盛り込まれていく考え方で整理しても良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・安全安心、幸せといったことを実現するための方法論がこの条例になっている。

〔中山座長〕

- ・委員提案項目については、個別項目のキーワードを出す時のヒントとして使っていくことにする。

#### 次の作業内容の確認（個別項目の具体的検討）

〔中山座長〕

- ・次は、小区分（個別条文）のキーワード抽出作業に入るが、まとめ方を確認したい。
- ・成文化する作業まですると相当の時間を要する。第14回会議でも確認したように、小区分のキーワードを挙げて、成文化は事務局に任せて、ある程度まとまった段階でこの会議に示して内容の確認をするということにしたいが良いか。

〔笠原委員〕

- ・前に、キーワードを基に作られたものが提示されたが、その言葉を外す作業が非常にきつかった。
- ・言葉に拘って、止まってしまう可能性が考えられるので、「この条文の目的はこういうこと」といった趣旨が提示されそれが同意されれば良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・キーワードを挙げるというより「何が目的で、どういうことを決めるのか」といった具体的な趣旨目的が合意に達すれば次に進むという形にして良いか。
- ・最終的に事務局で成文化して、大区分ごとに提示してチェックをしていくことにしたいが良いか。

〔事務局～企画課長〕

- ・考え方などを一定程度まとめて進めて、それを正副座長と事務局が成文化してこの会議に提示するという理解した。
- ・しかし、条文だけでは、そこに隠れている想いが伝わり難いので、逐条的な解説文が必要になってくると思うが、その辺の取り扱いをどうするか。
- ・ある程度のまとまりで事務局が解説も含めて提示するのか、それはもう少し後の作業にするのか、考え方を協議願いたい。

〔杉本委員〕

- ・今現在は、一条ずつ噛みしめるために、条ごとにこういう考えで規定を盛り込んだというのを入れておいた方が、その都度確認できるので良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・解説は後でということになるのか。

〔杉本委員〕

- ・今は作っている最中なので、解説というか「この部分はこういう考えだ」ということを入れたほうが良い。後でまとめてとなると、その時のことを忘れてしまう。

〔中山座長〕

- ・最後まで放っておくつもりはないが、大区分（章）がまとまった段階で少しずつ成文化していこうとする中で、事務局からの問い掛けは成文化した条例素案に逐条解説を付けるか付けないかということだと思う。

〔杉本委員〕

- ・解説は何れ付けなければならないものだと思うので、その都度入れていった方が間違いないのではないか。

〔中山座長〕

- ・解説はその都度という意見が出たが、どうだろうか。

〔水口委員〕

- ・進め方として、これまでの議論の中で、結論を先送りにしている部分がたくさんあることが非常に気になっている。
- ・この条例の基本原則が何かという大枠のキーワードを作っておかなければ、小区分（個別項目）の議論に入れないと思う。
- ・言いたいのは「きょうどう」の部分で、このことをしっかり議論して方向性を決めないと、結局元に戻ってしまう。

〔杉本委員〕

- ・第1条の目的から検討をスタートするのであれば、ここに水口委員が言ったことが入ってくるのではないか。
- ・条例の意味も構成も順を追って検討していく方が考えやすいし、この条例を作る目的も再確認できると思う。
- ・言葉のパズルではなく、そこからスタートすると効率的に分かり易くなるのではないか。
- ・細かい部分に入る前に、第1条の目的から再確認してはどうか。

〔中山座長〕

- ・目的は一応の合意を得ている。問題は定義や原則の「きょうどう」の部分だと思う。

〔杉本委員〕

- ・逆に言うと、今までの目的が物足りないから、水口委員からの発言になっている。
- ・目的が感じられないということ。そこをもう一回できれば良いというか、やらなければならない所だと思う。

〔中山座長〕

- ・「きょうどう」を検討するワーキンググループ（WG）を設置し議論した経過がある。

- ・WGでの協議では、目的を作るためには、各項目の詳細までを把握して全体構成が見えなければ難しいだろうということで「きょうどう」の話を保留した経緯がある。
- ・この辺のことはどうか。

〔水口委員〕

- ・このことを明確にしなければ議論できない。ここまで議論を重ねてきて、避けて通れない時期に来ているのではないか。ここで、どちらにするか決めないと全て先送りになり中途半端のままになる。
- ・何回も議論したということは、皆が大きなキーワードであると捉えている。
- ・ここで結論を出さずに次の展開に移っても、何もならないと強く思っている。

〔笠原委員〕

- ・前回の会議で触れられたのは、あくまでも市民協働推進課が推進している補助事業ということの確認された。
- ・第13、14条を位置付けるということは、これに基づいたぶら下がり条例をつくって、その上に括弧付きの（協働）が入るということでなければ、構造的に妙な形になる。
- ・そこが全体に理解されるための説明をしてきたつもり。それで前回、事務局に確認した。
- ・補助金でやる事業と、条例に基づいた市民活動をきちんとしているか、さらにその上の段階の自治区内の分権も認めて自治区設置条例がある。
- ・第13、14条を置いて、そのぶら下がり条例が設置されて、それに基づいた活動が全市的（自治区ごと）に行われるようになった時に、今までの用語が良いのか、新たな用語が良いのかということになると思う。

〔杉本委員〕

- ・市民活動とコミュニティのぶら下がりものは実現させるための方法論で、この条例の中でそれを規定しなくても良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・ところが、これを決めないと補助事業でしかなくなってしまふ。やってもやらなくても良い、できればやったほうが望ましいという程度に終わってしまい、住民活動の基盤自体（根拠）がなくなってしまう。

〔杉本委員〕

- ・市役所が関与すべき市民活動と、そうでないものがあるが、制度として市民活動を規定しなければならない部分は、目的を明確にしておけば、ぶら下がり条例はやるべきものとして付いてくる。

〔笠原委員〕

- ・ところが、これがなければ協働でも共働であっても、誰と誰がどういう関係なのか分からなくなる。
- ・これまでの関係性からいけば、相内や美山でやっているのは地域振興策に過ぎない。それを嵩上げするためにも、この条例に位置付けていけば良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・これまでは各項目の詳細を検討した後に「きょうどう」の話に戻ることで合意していたが、そうではないとの意見が出た。事務局と進め方の相談をしたい。

〔杉本委員〕

- ・座長が言うように、前に決めた方法と違ってきているが、条例全体の条項が見えてきてこの条例の落とし所は大体イメージできていると思う。
- ・その落とし所をどの方向に向けるのかを目的から考える時期に来ていると思う。

〔中山座長〕

- ・そういった意味では、前に合意した内容と違ってないということか。
- ・その辺も含めて事務局と相談させてもらいたい。

〔 休 憩 〕

〔中山座長〕

- ・会議を再開する。
- ・条例素案の中身をきっちりと決めた後で「きょうどう」の話をした方が良かったと思っていたが、数名の委員から、骨子も見えてきたので、落とし所を決めるために「きょうどう」の話に戻る時期ではないかとの意見が出された。
- ・確かにWGでの協議時もそのような結論だったと考えることもできる。
- ・自分が考えていた展開と若干違ったが、今後の進めについて、他の委員からも意見を聞いた上で方向性を決めていきたい。

〔田巻委員〕

- ・「きょうどう」の話になると、また膨れてしまうおそれがあるが、上の部分をきちんとさせた方が後々進め易い気がする。
- ・時間がない中で、各論もやっていかなければならないと思うが、作るものは作ってしまいたいという思いもあるので、そろそろある程度のものを決める時期だと思う。

〔高橋委員〕

- ・第2章に「きょうどうの原則」を入れたので、そこに戻るのであれば、それでも構わないが、それを踏まえた上で小項目を検討する時にも、また引っ掛かるかなとも思う。

〔合田委員〕

- ・まちづくりに市民の自発性を求めるなら「共働」がなければならないと思う。
- ・WGが出した考え方が理解され採用されたものと思っていたが、結論が出ないまま話が違う方向に進んでしまっていた。
- ・この件は既に議論が済んでいて、次の段階に進んでいる時期だと思う。

〔浦西委員〕

- ・今年の前半、欠席が多くて会議の流れを掴みかねていたが、今日の段階で条例の全体構成が見えた気がする。
- ・そういう意味では、この時点で「きょうどうの原則」で何を選択するのかという話をして結構だと思うし、それが最後に回っても問題はないと個人的には考えている。

〔井上委員〕

- ・目的、位置付けが決まり、基本理念のキーワードも出され、情報共有の原則まで来ると、自ずと「きょうどう」の骨子も概念的には形作られたのではないかと思う。

- ・そこで「きょうどう」だけを取り上げて議論するのはどうだろう、まず進めてから戻っても良い気がする。あまりずれたことは出てこない気がする。

〔荒井委員〕

- ・思い込みが強い面もあるが、今の時代背景から見て「共働」が条例の骨子になるという思いは信念として変わっていない。
- ・水口委員が改めて話したことは既に遅いと思っている。
- ・当初から「共働」を主眼として会議に参加しているので、今さら何をという気がする。

〔逢坂副座長〕

- ・どこかの時点で議論しなければならないことははっきりしている。
- ・それがどのタイミングなのか考えると、概略がイメージできた今の段階で一度基本原則に戻るという考え方と、全部終えてから再度という考え方もある。
- ・全てを終えてから基本原則に戻るとなると、議論が重複する部分が出てくるので、項目のイメージが沸いたところで戻るのが良いかと思う。

〔中山座長〕

- ・個人的には、細かいことに戻るのはいかがかと思っていたが、委員の意見をまとめると、ここで「きょうどう」の話に入ろうという考えが多い。
- ・一部の委員からは、もう少し先に進んでからでも良いのではとの意見もあったが、ここで「きょうどう」の話に戻るということでよろしいか。

#### 「きょうどう（共働・協働）」について

〔中山座長〕

- ・全体構成が見えてきたことから「きょうどう」の議論に戻るということで委員の合意を得たので、そのようにしていく。
- ・今日の議論の時間も限られているが、各委員の「きょうどう」に関する考え方をもう一度整理したい。
- ・各自が抱く「きょうどう」のイメージ、こういう趣旨と目的で「きょうどうの原則」を書くべきだというような意見を順に発言してもらいたい。

〔水口委員〕

- ・4市町がひとつになったという歴史的な背景の中で、各地域が共に手を携え、共に新しい北見市を作っていくという基本原則を考えると、共に生き、共に働き、共に行動するという「共」を使わない意味はないだろうと思う。
- ・このことから、まちづくり条例は「共働」をキーワードとして作るべきだと思っている。

〔田巻委員〕

- ・水口委員と同じ意見である。
- ・今は何をしても「協働」となっているので、この条例に「共働」を入れるには慎重に扱わなければならないと思うが、この会議の議論経過からは「共働」になると思う。

〔高橋委員〕

- ・移住のNPO活動からいろいろな分野に入っていき、今後も新たな分野をやりたいが、字がどっちであってもやることに変わりはない。
- ・皆でやろうという気持ちになってくれれば嬉しいことで、その時に「共働」という文字だと分かり易いと思う。
- ・そこで問題なのは、どう働きかけるかというテクニックで、「共働」の方が人は動くというのであればそうすべきだし、「共働」でも「協働」でも関係ないと思っている者もいるので、やり易い方を選択すれば良い。
- ・個人的には、「協働」の文字にはうんざりしているので、「共働」の方が一般市民には分かり易いのかなという気はしている。

〔杉本委員〕

- ・条例ということから考えると、「共働」は住民の想いやポリシーだと思う。
- ・本来、住民自治を条例で規定することはできない。
- ・制度として規定しなければならないなら、制度としての主体である市役所が使う言葉としての「協働」と分けた方が良い。
- ・全体のポリシーとしては「共働」だが、そこは完全に住民自治のことなので、そこには踏み込んで欲しくないという感じもする。
- ・その所で一緒になってしまうと、同じような混同が起きるのではないかと思う。
- ・そういう思いがあって、前に作った資料では、行政側が関与できる部分とできない部分を明確にしたつもりである。

〔合田委員〕

- ・この会議で出される資料の中で、豊田市が使っている「共働」という言葉に出会った。
- ・これを読んだ後は、この概念が大事だと思い、これ以下に戻れなくなった。
- ・「共働」の中に「協働」があるということを明示し、北見市のまちづくりもこの立場で進めていくべきだと感じていて、これ（共働）を採用して欲しいと思っている。

〔笠原委員〕

- ・この会議が設置された頃は、自治基本条例のことしか考えていなかった。
- ・しかし、この会議での話し合いの中で委員それぞれの新市に対する思いが出され、その中で主体としての市民と行政の関係として「協働」が出てきた。
- ・いろいろな資料で検討していくうちに、新市として新たな概念の用語を持つことで北見全体を包みこめるのではないかと考える。
- ・内容的には、人間同士の共生関係をベースに、個人、個人同士、市民と行政、自治区の関係までを補完性の原理で貫けることが、近代的な自治の原則ではないか。
- ・論理的、感情的、歴史的、いずれの面から考えても「共働」が相応しく、この条例におけるキーワードになると思う。

〔浦西委員〕

- ・この条例は「共働」の考え方で作るべきだと思う。
- ・旧市町が共に認め合って新しい北見市をつくっていくということでは、自治の基本条例でありながらも、その上には新しいまちづくりをするという考えを持っている。

- ・市民と行政の関係からも「協働」ではなく、共に機能を活かすという理解の下に地域づくりを進めるという考え方を伝えるためには「共働」の方が良いと思う。

〔井上委員〕

- ・これまで言ってきたことと変わらない。
- ・既存のものに合わそうとは思わないが、北見市が出している協働推進指針や総合計画に書かれている言葉などは大事にしていき、それを網羅した形の基本条例だという位置付けは変えてはいけないと思う。
- ・その場合、市民に対して、今まで使ってきた「協働」と「共働」の違いを分かり易く伝えられるように、「協働」を網羅した「共働」という概念が大事だと思う。
- ・そのためにも、「協働」の定義をさらに網羅する「共働」を分かり易い言葉で明確に位置付けた方が良いと思う。
- ・違いを明確にできれば、「共働」は活かされる。ただし、「協働」は必ず網羅させるべきだと考える。

〔荒井委員〕

- ・4市町が合併したということは、それぞれのまちが変わることが大前提にあると思う。
- ・ということは、旧態依然の考えにはならないことは確かで、その要因は細長い新市であり、歴史文化が違うということ。そのことから新たな形の自治区制度ができた。
- ・国から地方、地方から末端であるここ。まずは個人が行動を起こして、1つが2つに、2つが3つになるということが「共」である。
- ・そのことをいつも理念として持って、まち協などの活動もしている。
- ・我々にもやれることはある。諮問されたことに答申するだけではない。時代背景に沿った形で知恵を絞って地域づくりをしてかなければならないという理念はいつも持っているので、当初から「共働」の考え方に変わりはなく、その想いは強い。

〔逢坂副座長〕

- ・この話をすると議論が混乱するかもしれないが、「協働」の考え方や今までの資産は北見市にはあると思う。
- ・その概念は大事にすべきだと思う。ただ、その概念には今の流れに合わない部分もあると思うので、そこはこの会議の議論を通じて変えていく。
- ・全くの白紙の状態から「きょうどう」を議論することには抵抗を感じる。
- ・この会議の目的のひとつに、合併した4自治区が新しい北見市に生まれ変わるという想いを持つということがあり、委員はそういう思いでやっていると思う。
- ・新しく生まれ変わるにはどうしたら良いか、「きょうどう」についてはどうしたら良いかといった議論はやるべきだと思っている。
- ・その流れから「協働」が良いのか「共働」が良いのかを決めていくものだと思う。

〔中山座長〕

- ・自分の意見というより、まとめる側の座長という立場で言うと、この会議では明らかに「共働」を推す意見が多い。
- ・その形で決着することが、最もハッピーな形でこの会議が終われるとは思いますが、その際には、井上委員も言っていたように両者の違いを明確にすることが必要である。

- ・このことはWGでも議論になったが、残念ながら結論には至らなかった。
- ・どちらの言葉も造語なので説明責任が生じるが、会議に関わっている我々にはその責任はある。「共働」を採用する場合には、我々が市民に説明していかなければならない。
- ・その説明責任を果たすだけの説得力を持つ趣旨を「共働」の定義に書くことができれば良いと考える。
- ・今日は各委員から意見をもらったところで締めて、次回からは「きょうどう」についての議論をしていく。

〔笠原委員〕

- ・先ほども触れたが、基本的には条例をつくるということだが、「きょうどう」に関しては市民活動やコミュニティの現実的な話として、現在行われている「協働」は政策的な補助事業である。
- ・もしかすると、市長（当事者）によっては「何でもいい」と言う危険性もある。
- ・でも、この条例で市民活動やコミュニティは絶対に必要で、この活動を支援するためのぶら下がり条例をつくりますとなった場合、その時には今の「協働」の事業を発展的に解消させるような形で概念的に「共働」に持っていくと質的な変化がある。
- ・条例的解釈で言うと、構造的に位置付けられて、恒久的に市民活動が保障されるということになる。
- ・それが一番大きいと思う。言葉上で違いを示すのであれば、前に出したレポートのような形でも良いと思う。

〔中山座長〕

- ・実際に図を使った説明でも良いとは思う。
- ・今言われたようなことは議論のひとつになると思う。
- ・それが「協働」と明らかに違うのであれば、その図を解説の中で使って示して違いを明確に説明する必要があると思う。それをなくして使うことはできない。
- ・今言われたことで良いと思う。そのことを議論すれば良いと思う。

〔荒井委員〕

- ・各委員の話を聴くと、大半の委員が「共働」という意見である。
- ・そこにひとつの焦点が定まれば、それについて説明責任を果たすために皆が知恵を絞るという考え方にならなければならない。
- ・「共働」を推した者だけが説明責任を果たさなければならないように聞こえるが。
- ・ひとつの方向が定まったのだから、皆で使命を果たそうという進め方をしてもらいたい。

〔井上委員〕

- ・座長はそういうことを言っているのだと思う。
- ・我々には市民に説明責任があり、「共働」を使った場合、「協働」がこれだけ定義されている中で、「共働」はどんなものを共通理解することは非常に大切である。

〔荒井委員〕

- ・これまで何時間も掛けて議論したことを箇条書きにしたら見えてくるはず。

〔杉本委員〕

- ・今までの「協働」には矛盾が多すぎる。



- ・行政側から見たものと市民活動の「きょうどう」は全く違う視点であるわけだから、行政側はそこを今まで使っていたということを改めなければならない。
- ・なぜ、ここまで「共働」の想いが強くなってきたかという、行政側の政策などの説明が曖昧だったからである。
- ・我々は自信を持って「きょうどう」の議論をしてきた。そのことをきちんと説明すれば良いことだと思う。

〔水口委員〕

- ・自分としては、これまで「協働」の考えで活動してきたつもりだったが、この会議での論議を通じて違うということを感じた。
- ・合併論議にも参加していたが、その中で「共働」の論議があれば、今の北見市はもっと違う方向に向かっていったと思う。
- ・新しい北見をつくっていく意思表示のためには、「協働」を振り払ってでも「共働」を明確にしなければ、新しい北見市にはなれない。
- ・それくらいの強い意識を持って条例を作っていかなければ意味がない。

〔杉本委員〕

- ・「共働」の原点は住民の自発的なもので、「協働」は計画性に則った事業型のもの。
- ・全く違うものだという事を住民に理解してもらわなければならない。
- ・今後、条例を作っていく上で、行政側は計画書にないことを唱えるわけだから、そこに矛盾が生じないように、住民自治の「共働」と行政側の「協働」は性格が違うということ定義付けていかなければならない。

〔中山座長〕

- ・結局、そこに落ち着くと思う。
- ・今までのものと何が違うのか、例えば今言われた自主性であるとか、そういうことを書き切れれば違いを明確にできると思う。
- ・その辺のことも含めて、次回の会議で検討して決定できればと思う。
- ・WGでの議論も困難を極めたが、今回は全体構成も見えてきたので良いまとめができることを期待している。
- ・事務局からの意見はないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・各委員の意見で一定の流れは確認できたのかと思う。
- ・説明責任は伴うので共通認識に立とうということで、次回から再度「きょうどう」についての議論になると思うが、その際、第16回会議でWGから出されているイメージ図に目を通して望んでもらいたい。
- ・皆がこのイメージを持てれば良いとは思いますが、このイメージは、市民独自の活動を「共働」として、市民と行政の関わりは「協働」で、その間には互換性があるということが理解できないという意見もあった。
- ・合田委員の発言にあった豊田市もイメージ図を作っているが、ここでは「共働」の中に「協働」があるというイメージになっていて、WGが作成した図とは若干違っている。
- ・本当にイメージを共有できるのかということが残っていると個人的に感じている。

- ・そういったことも含めて、再度、両方の図を見比べて考えてもらった上で、次回の議論を進めてもらいたい。
- ・それから、北九州市でも自治基本条例の制定に向けた議論がなされていて、その会議録を見ると、この会議で議論されている「きょうどう」と同じ議論が学者を含めて行われている。その会議録も資料として配布するので、参考にしてもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・今の事務局の話聞いて思うが、この2つの用語の検討をやっていくと地方自治のあり方自体の勉強会のように、どこまで要求されるかは分からないが、ここで既に5回以上やっている中で地方行政学の分野をやっている意識を持っている。
- ・それだけ、今の時代はどこの地域でも用語に関わることを実態としてやっていることを確認しておいた方が良いと思う。
- ・それから、対馬市が「市民協働（共働）推進指針」を作っていて、「協働」から「共働」に移りたがっているような方向性が見える資料もある。

〔事務局～企画課長〕

- ・それは、こちらも承知している。両方の言葉を使っている唯一のものだと思う。

〔笠原委員〕

- ・おそらくこれが・・・

## 市長からあいさつ

〔神田市長〕

- ・次の用務の時間なので、挨拶だけさせてもらいたい。
- ・熱心に議論いただきありがたい。
- ・全部ではないが議事録を読んでみて、素晴らしい議論がされていると感じている。
- ・「きょうどう」の言葉ひとつをとっても地方自治の云々という話もあったが、どちらの言葉を使うかということは、今申し上げることではない。
- ・合併の際に自治区を作ったことの個人的な想いとしては、地域の文化や伝統を守るということもあるが、基本は今の社会に欠けている地域の問題を自分たちの問題として扱わなくなってきた。
- ・それは行政がやることだ、国や道が悪い、市が悪いとして全部行政に振ってきた。
- ・人間はずっと、隣近所と付き合いながら生きてきたはずなのに、それを地域でしなくても良い社会を作ってきた。それで本当に幸せなのだろうか。
- ・地域の問題を自分の問題と認識することが必要で、地域で判断してもらいたい。
- ・理解してもらいたいのは、行政がお仕着せで事業をやっているのではない。皆が民主主義のルールに則って首長や議員を選んでいる。まちづくり協議会を含め各種審議会等は実質的には決定権はないが地域の方向性を検討してもらっている。
- ・行政が主導すると行政にやらされているイメージがあると思うが、実態として、行政は皆さんができないことを代理で行っているだけのこと。

- ・昔は隣同士が助け合ってやっていたことを含めて、行政が委任を受けて代理でやっていることは明らかである。
- ・「協働」の中でも出てきたが、行政にやらされているイメージがある。そのことを主体として捉えていないという面も実態としてあるのだと思う。
- ・それは、地域の問題を自らの問題として考えるきっかけとしていきたいというのが権限移譲、我々が考えた自治区である。
- ・自治区の職員数は減っていくかもしれないが、地域が自ら問題を解決していくという方向性はなくしてはいけないという考えから、自治区の設置を強行した。
- ・賛否両論あると思うが、正にこれから創りあげていくことになると思う。
- ・地方分権のモデル都市を目指すことを理念に掲げ、自治区を設置し合併した。まだ形はないが魂を入れていくということを言い続けてきている。
- ・そういう意味で、魂を入れていただくための重要な議論がされていることに感謝する。
- ・また、必要であれば皆さんと意見交換する場も設けたい。
- ・議会との関係もあるが、我々は三権分立の精神から議会のことを言うことは問題だが、皆さんが議会について論ずることも、議会と議論することも何ら問題はない。
- ・それぞれに役割を踏まえた上で、自由闊達な議論を展開してもらいたい。
- ・議事録を読んで、今日の議論を聴いて、素晴らしい議論がされていると感じた。
- ・今後ともよろしくお願ひしたい。

市長退席

〔事務局～企画課長〕

- ・何か、意見はないか。

〔笠原委員〕

- ・今話していた時に市長に言われると、運転手(秘書)もやっぱり考えるのかなと感じた。
- ・はっきり言って自分の都合である。ここは市民会議であり、市長はオブザーバーの立場であるにも関わらず、委員の発言を中断させて自分の都合を優先させた。
- ・これが、前回の会議で出たコンプライアンスである。おそらく市の職員は言えないのだろう。これはまずいことだと思う。
- ・我々が、予定時間も過ぎたので会議をまとめようとしている時に、自分の立場を尊重して会議を遮り、話の内容は議会との関係、三権分立はここでは全く関係ない話である。
- ・あくまで市民会議の立場で、市長が誰であろうが議長が誰であろうが一切関係なく話しているということを確認しなければならない。
- ・それをどう感じるか。言った本人は大体「大意はない」と言うだろうが、そうは感じ取れなかった。
- ・非常に残念な感想になってしまった。あのまま黙って帰ってくれた方が良かった。

〔杉本委員〕

- ・市長としてみれば、これは市長の責任もあるわけだから、自分の思惑の中で動かしたいというのが正直なところだと思う。
- ・今まで築いてきた「協働」の方向が違うとなれば、一言言いたいというのも解かる。

〔中山座長〕

- ・市長のコメントに話がいったしまったが、「きょうどう」の議論についてはどうだろうか。

〔笠原委員〕

- ・今話していること自体が、本当に行政主体というわけではないが、市民の方もおんぶに抱っこされてきたので、意識を変えるためにも新たな考え方、組織が必要なのかと改めて感じた。

〔水口委員〕

- ・いずれにしても、今日の会議の生の姿を聴いて行ったわけだから、市長なりに別の感覚が芽生えるかどうかは分からないが、意識の変革がされることを願っている。

〔笠原委員〕

- ・市長の態度によって職員が萎縮するようなことになるのは、市民にとってのマイナスである。そういうものは、行政の運営や仕組みの項目の中で守っていく、あくまでも市民のために働いているというようなものを入れるべきだと考える。

〔水口委員〕

- ・少なくともこの会議では、当初からそういうことをきちんとしていこうと確認しているので、今後もその意志を貫いていけば良いのではないか。

#### 次回の会議について

〔中山座長〕

- ・今日はこの辺で締めて、次回は「きょうどう」の議論に入ることとする。

〔事務局～企画課長〕

- ・次回の日程を連絡する。毎週の開催となり恐縮だが、9月5日（金）の午後6時から、市役所の中会議室で開催したい。
- ・その次は、議会も始まることから日程調整が難しいが、9月22日（月）に開催させてもらいたい。その後は10月10日頃まで開催できないと思う。